

令和8年度 空き家対策講演会

入場無料

申込不要

空き家問題の解決例

～相続登記義務化と空き家を放置したときのリスクを考えよう～

空き家を放置するとどうなるのか、相続登記の申請が義務化されたことで何が変わったのか、空き家の相続などの問題や、空き家放置のリスクから解決方法について具体的な案件や事例を交えてご紹介する講演会を開催します。

使っていない空き家をお持ちの方、空き家をどうにかしたいが何から始めていいのかわからない方、ぜひこの機会に空き家対策について考えてみましょう。

日 時： 8月12日(水) 15:00～16:00 (開場 14:30～)

会 場： 庄原自治振興センター 多目的ホール

(庄原市西本町二丁目 17 番 15 号 (0824) 72-3777)

対象者： どなたでもご参加いただけます

いいだ いっせい
講 師： 司法書士 飯田 一生 氏
(一般社団法人あきやねっと庄原 代表理事)



(略歴)

2008年に広島市から本市へ移住、本業は司法書士。2016年に一般社団法人庄原青年会議所の事業で「空き家問題」と「人口減少問題」に出会い、2つの問題に取り組む。2021年に庄原市空き家解決専門家ネットワークを設立。2026年5月、一般社団法人あきやねっと庄原として法人化。

(一般社団法人あきやねっと庄原 とは)

庄原市の空き家問題を解決するため集まった専門家の団体です。庄原市空き家解決専門家ネットワークの取り組みは令和3・4・5・6年度国土交通省「空き家対策モデル事業」に採択され、広島県・庄原市・庄原商工会議所・庄原市社会福祉協議会・広島みどり信用金庫・広島銀行庄原支店の後援を受けて活動しています。

ワンストップサービスで、直接的に空き家問題を解決するだけでなく、空き家問題の根本的な原因を解決するため、人口減少問題、移住者の支援、成年後見制度の拡充、啓発啓蒙等にも力を入れています。

主 催： 庄原市

お問い合わせ先： 経営政策部 政策企画課 関係人口創出係

〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

電話： (0824) 73-1209 FAX： (0824) 72-3322

メール： kankei@city.shobara.lg.jp

講演会終了後に無料相談会(要予約)を開催します。詳しくは裏面をご覧ください。

要予約

実家・自宅の相談ができる

空き家と相続の

無料

個別相談会



子どもは遠方、この先管理していけるか不安…

誰かに使ってもらえたら…(売る・貸す)

手放したいけど何から始めれば…

入居・入院中の所有者の認知症が進んでいる…



相続・遺言をはじめ、空き家の処分や空き家(空き地)の管理、利活用など
空き家に関する困りごとに、専門家が無料で相談に応じます。

日時： 令和 8 年 8 月 12 日 (水) 16:00 ~ 19:00

会場： 庄原自治振興センター

(庄原市西本町二丁目 17 番 15 号 (0824) 72-3777)

※ 庄原自治振興センターではご予約・お問合せは受け付けておりません。
あきやねっと庄原へお問い合わせください。

内容： 空き家に関すること (相続、管理、処分、活用など)

相談員： 司法書士、宅地建物取引士等
(一般社団法人あきやねっと庄原)

※一組 45 分以内
※事前予約制

【ご予約・お問合せ先】

一般社団法人あきやねっと庄原

電話 (0824) 72-2315

一般社団法人あきやねっと庄原 について

庄原市の空き家問題を解決するため集まった専門家の団体です。庄原市空き家解決専門家ネットワークの取り組みは令和 3・4・5・6 年度国土交通省「空き家対策モデル事業」に採択され、広島県・庄原市・庄原商工会議所・庄原市社会福祉協議会・広島みどり信用金庫・広島銀行庄原支店の後援を受けて活動しています。

ワンストップサービスで、直接的に空き家問題を解決するだけでなく、空き家問題の根本的な原因を解決するため、人口減少問題、移住者の支援、成年後見制度の拡充、啓発啓蒙等にも力を入れています。

主催：庄原市 (担当：経営政策部 政策企画課 関係人口創出係)

電話：(0824) 73-1209 FAX：(0824) 72-3322 メール：kankei@city.shobara.lg.jp